

兵士の責任と人権

—兵士の殺害は正当化できるのか—

森田実咲（人間学コース）

（指導教員：堂園俊彦）

キーワード：戦争、責任、人権

序論

人への攻撃、殺害は、平時であれば重大な犯罪であり、道徳的にも決して許されない行為である。しかし戦争では、当然にこうした行為が行われる。それでは、戦時において、こうした行為の犠牲となる人、とりわけ兵士の人権はどのように考えられているのだろうか。ここでは、正しい戦争は存在するという（戦争そのものを部分的に認める）正戦論を前提とし、兵士が殺害されること、兵士の人権が侵害されることについてどのように考えるべきであるのか検討したい。

第一章 伝統的正戦論と兵士の人権

第1節 正戦論の三つの正義

正戦論とは、戦争にも倫理があり、正しい戦争と不正な戦争が存在するという議論である。開戦時の正義、戦闘中の正義、戦後の正義というように、それぞれの観点から正しい戦争の諸規則が論じられる。具体的には、「戦争は最終手段でなければならない」といったようなものである。その中で、代表的な正戦論者であるマイケル・ウォルツァーが重視するのは、開戦時の正義における「開戦理由」（自衛のためであること）と、戦闘中の正義における「民間人保護の規則」である。

第2節 伝統的正戦論における兵士の人権

ウォルツァーは、「正当な戦争行為とは、その行為の対象とされる人々の権利を侵害しないもの」とであると述べる。つまり正戦論における様々なルールの背景には、人権の尊重という思想がある。先述した民間人保護の原則も、これに基づいたものであるといえる。

しかし、正戦論において兵士の人権擁護が問題にされることはほとんどない。ウォルツァーにとって、兵士とは国家の人的道具、つまり国家のために戦う手足である。ウォルツァーによれば、兵士は戦争上の権利を獲得するかわりに、生命および自由への資格を失う。すなわち、兵士は戦場で敵兵を攻撃・殺害することができる代償として、殺害されない権利を喪失するのである。

なお、この議論は、侵略する側である兵士と、自衛をする

側の兵士とが同じ地位にあることを前提にしている。つまり、侵略国の兵士だけでなく自衛国の兵士が殺害されることも許容するものである。この平等性を批判するのが修正派正戦論である。

第二章 修正派正戦論

第1節 修正派正戦論の概要

ジェフ・マクマハンを筆頭とする修正派正戦論では、「不正な国家」の「不正な兵士」のみが殺害を免れないとされる。なぜなら「不正な兵士」は、戦争に関する責任を負っているからである。つまり彼によれば、①防衛のための手段として（不正な兵士の）殺害が釣り合い、②兵士が戦争に関与した十分な責任がある時、兵士は生命や身体への権利の一部を喪失し、殺害を免れない。不正な兵士が戦争で殺害されるのは、彼らが「不正な戦争」という不正行為に関与した責任を負っているからである。

しかし、この議論には問題点もある。なぜなら、決して兵士だけに戦争責任があるわけではないからである。松元は、指導者は言わずもがな、不正な戦争に貢献した「不正な民間人」も、その戦争に対して部分的な責任を負っていると言わざるを得ないという。

第2節 「責任の分配」にもとづく議論

そこで、個々の兵士ではなく、集団の責任に着目する議論もある。これは、「不正な国家」が集団として責任を負っており、その国家に帰属する市民にはその責任の一端があるというものである。責任の程度という意味では兵士と民間人との差はなく、どちらにも集団の一員としての責任がある。ここで兵士の殺害が正当化されることについては、次のように説明される。戦場での相手国からの攻撃といった負担に関して、国家の中で「能力」に基づいた分配がなされる。その結果、安全保障上のリスクに関しては兵士による対応が最適であるという理由で、兵士にその負担が分配される、つまり兵士が戦場に赴くことになるのである。兵士の殺害が正当化されるのは個々の兵士に特別な責任があるからではなく、それが「能力」に基づいた負担の分配の結果であるためなのだ。

兵士は兵士である時点で、自国が不正な戦争を行った場合には、その集団責任の一部を肩代わりしているのだといえる。しかし、能力があるという理由で責任や負担を負わせることの妥当性については疑わしいところである。

第三章 兵士に責任はあるのか

第1節 大庭の責任論に基づく検討

このように、修正派正戦論では兵士が戦争責任を負っていることが殺害を正当化する根拠となっている。しかし、本当に兵士には責任があるのだろうか。ここでは、大庭の述べる責任の基準を踏まえて兵士の責任について検討する。

大庭は、私が行為 A を遂行し、引き続いて E が起こった時、以下の三つの条件が成り立っていれば、私には E に対する直接の責任があると述べる。

- ① 私は、A でなく、他のようにもできた。
- ② もし、私が A しなかったなら、E は生じなかつただろう。
- ③ 私が A したにもかかわらず E が生じない、という事態は考えられない。

この条件に基づくと、①兵士は、兵役への志願をしないこともできた、②もし兵士が志願しなかったら不正な戦争はなかつただろう、③兵士が志願したにもかかわらず不正な戦争が起らない、という事態が考えられない、といった三つの条件が成り立つとき、兵士には不正な戦争に対する責任があるといえることになる。

しかし、①については、徴兵などの強制的な召集の場合には成り立たない。また、②および③については、兵士の志願と不正な戦争の開始とは無関係であるためこれらの要件も満たさない。

もちろん、A と E を、戦場における兵士の行為(A)と敵兵士の死(E)と考えるなら、兵士に特定の行為の責任を問うことはできるかもしれない。しかし、兵士のなかには敵兵士を殺さない者もいる以上、一律に兵士に責任があるということとはできない。

第2節 戦争責任の所在

兵士に戦争責任を問えないとすると、誰が責任を担うべきなのだろうか。例えばロールズは、戦争遂行の責任があるのは指導者・要職者のみであるという。民間人は多くの場合、国家のプロパガンダに突き動かされるだけであり、兵士についても無理やり戦場に駆り出されることがしばしばであるため、やはり責任があるとはいえない。指導者の責任については、日本の昭和天皇の責任や、東京裁判で裁かれた戦犯の責任などの具体的な議論も存在する。

これに対して、指導者層ではなく民衆の戦争責任を問う議論もある。家永は、民衆は「被害者の側面が大きい」としながらも、民衆の側にも自覚しなければならぬ戦争責任があると論じている。さらに、兵士についても、被害者的な側面が強いとしながらも、積極的に非人道的な行為などの不正行

為に関わった場合には、その責任が問われるとする。

このような議論を踏まえるなら、やはり兵士については、兵士であるだけで責任を問われることはないと言えるだろう。家永の述べるように、兵士が積極的に不正行為に加担した場合には責任が問われるかもしれないが、これは決して全ての兵士に当てはまるわけではない。

しかし、「責任があるから殺されてもよい」という議論が成り立たない以上、兵士も民間人と同様に保護されなければならない、それゆえに自衛戦争を含む全ての戦争は否定されるべきなのであろうか。だが、この絶対平和主義の立場を採ることは困難である。この点でもロールズの議論は参考になる。

ロールズは、先に述べたように、兵士には責任がないとしたが、兵士が殺される現実を受け入れた。兵士が戦争で直接攻撃・殺害されるのは「それ以外に選択肢がないから」である。「これら以外の仕方では自分達を守ることができないし、実際、これらの民衆は自分たちを守らなければならない」のである。つまり、兵士が殺害されること、兵士の人権が侵害されることは、道徳的に正当化するものではないものの、一定の条件の下では「やむを得ない」ことであるというべきなのである。一人の人間である兵士の死を正当化し積極的に捉えるのではなく、あくまでもやむを得ず起こってしまうのだと捉えるのが妥当であると考えられる。

結論

本論文では、従来の正戦論における兵士殺害の正当化について検討した。兵士の殺害を正当化することは適切でなく、兵士が殺害されることについては「やむを得ない」ことであると捉えるべきだと考える。そのさいに大切なのは、兵士の殺害を安易に「やむを得ない」と認めないことである。平和を希求するわれわれに求められるのは、戦争をあくまでも最終手段にとどめ、そうした手段を用いなくても済む努力を不断に行うことなのである。

主な参考文献

- ・ マイケル・ウォルツァー (萩原能久訳) 『正しい戦争と不正な戦争』、風行社、2008年
- ・ ジョン・ロールズ (中山竜一訳) 『万民の法』、岩波書店、2006年
- ・ 眞嶋俊造 『正しい戦争はあるのか? 戦争倫理学入門』、大隅書店、2016年
- ・ 福原正人 「国家による戦争と集団責任—兵士はなぜ国家のために死ぬのか—」 『思想』、岩波書店、2020年
- ・ 大庭健 『「責任」ってなに?』、講談社、2005年
- ・ 家永三郎 『戦争責任』、岩波書店、1985年

本要旨は、『2021年度 静岡大学人文社会科学部社会学科 卒業論文要旨集』第18号に掲載されたものを、著者の許可を得て掲載するものである。許可なく転載することを禁止する。